

第22回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月24日(木) 午後1時30分
2. 場 所 大樹町役場委員会室(3階)
3. 出席委員 14名

| | | | | | |
|----|-------|----|-------|----|--------|
| 1 | 三木 隆志 | 2 | 金曾 浩文 | 3 | 辻本 一夫 |
| 4 | 太田 勝義 | 5 | 乙部 毅博 | 6 | 竹内 稔 |
| 7 | 水野 敦 | 8 | 岩岡 栄一 | 9 | 金曾 千春 |
| 10 | 鈴木 敏文 | 11 | 寺嶋 誠一 | 12 | 牧田 日出男 |
| 13 | 太田 福司 | 14 | 穀内 和夫 | | |

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

- 日程第1 農業委員会業務報告について
- 日程第2 議案第11号 農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について
- 日程第3 議案第12号 農地法第3条の規定による許可について
- 日程第4 議案第13号 農地法第5条の規定による許可について

6. 事務局 清原局長、薩田係長

7. 閉会時間 午後3時30分

8. 会議の概要

| | |
|-------------|---|
| <p>穀内会長</p> | <p>ただ今の出席委員は14名であります。定足数に達しておりますので、第22回、大樹町農業委員会、総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、7番、水野 敦委員、8番、岩岡 栄一委員を指名いたします。</p> <p>日程第1、農業委員会業務報告を行います。</p> <p>事務局より内容説明を求めます。</p> |
| <p>清原局長</p> | <p>それでは、3月28日開催の第21回総会以降に行われました業務等につきまして報告いたします。</p> <p>1の会議関係では、4月8日に十勝農委連会計監査、第1回役員会が開催され、穀内会長が出席しております。</p> <p>4月14日、第3班 乙部班長以下委員5名と会長において、拓北地区の農地につきまして、売買のあっせん会議等を行っております。</p> <p>4月15日、十勝農業委員会連合会総会などが帯広市で開催され、穀内会長と事務局長が出席しております。</p> <p>4月16日、第2班 辻本班長以下委員5名と会長において、拓北地区の農地につきまして、売買のあっせん会議を行っております。</p> <p>4月18日、第1班 岩岡班長以下委員4名と会長において、大和地区の農地転用許可申請1件に係る現地調査を行っております。</p> <p>また、第1班 岩岡班長以下委員4名と会長において、日方地区の農地につきまして、売買のあっせん会議を行っております。</p> <p>4月21日、第2班 辻本班長以下委員5名と会長において、拓北地区の農地につきまして、売買のあっせん会議を行っております。</p> <p>4月24日、金曾浩文農政委員長以下委員5名と穀内会長、太田代理において、農政委員会を行い、令和6年度最適化活動の点検・評価につきまして、審議しております。</p> <p>また、その後、穀内年金協議会会長、太田副会長、以下理事・監事5名において、農業者年金協議会理事会を行い、令和6年度事業報告及び収支決算報告等につきまして、審議しております。</p> <p>次に2番、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてでございます。</p> <p>今月の報告は9件です。内容等を審査し、適格法人であることを確認しております。</p> <p>また、1法人は、提出期限を過ぎ、事務局から再度の通知をしても、正式に報告書の提出がない状況となっております。今後も報告書の提出を促して参ります。</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> |
| <p>穀内会長</p> | <p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認め、以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第11号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について申請番号1番の件を議題といたします。</p> |

| | |
|------|--|
| | 事務局より提案説明を求めます。 |
| 清原局長 | <p>それでは、議案第11号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認についての提案説明を申し上げます。</p> <p>農地法第18条の規定では、農地等賃貸借の解除等の制限を定めております。農地等は通常、都道府県知事等の許可を受けなければ、賃貸借の解除等をしてはならないと定められております。</p> <p>ただし、例外となる要件がいくつか定められており、その要件の一つとして、貸主と借主が農地の引き渡し日の6か月以内に成立した合意で、書面により明らかな場合と規定されております。</p> <p>今回、この例外規定の合意解約1件の通知がありました。</p> <p>つきましては、この合意解約についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p> |
| 穀内会長 | それでは、申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。 |
| 薩田係長 | <p>申請番号1番、所在及び地番につきましては、字■■ 他■■筆、登記簿・現況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■㎡のうち■■㎡、貸付人は、■■ ■■ ■■、借受人は、■■ ■■ ■■であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は、令和7年4月1日であり、解約事由は、売買に伴う合意解約のためであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 穀内会長 | <p>内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第11号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について申請番号1番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第3、議案第12号、農地法第3条の規定による許可について、申請番号1番の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p> |
| 清原局長 | <p>それでは、議案第12号、農地法第3条の規定による許可についての提案説明を申し上げます。</p> <p>農地法第3条の規定では、農地又は採草放牧地について、所有権の移転や賃貸権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。</p> <p>農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないため、その農業者たる要件を満たしているかどうか、農業委員会で判断し、申請内容の可否についてご審議いただくものです。</p> <p>今回審議いただく案件は、1件です。内訳は、所有権移転が1件となっております。</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>ります。</p> <p>つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしくお願ひします。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p> |
| 穀内会長 | <p>次に、申請番号1番の審議にあたり、■■ ■■ 委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願ひます。</p> <p>それでは、申請番号1番の内容について事務局より説明を求めます。</p> |
| 薩田係長 | <p>申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■ 他■■筆、登記簿、現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■㎡であります。</p> <p>譲渡人は、■■ ■■ ■■ 氏、譲受人は、■■ ■■ ■■ 氏であります。</p> <p>経営面積は、■■㎡であり、経営規模拡大による所有権移転であります。売買価格は、■■円 10a当り■■円、本地区の担当委員は、水野委員となっております。</p> <p>別紙であります、農地法第3条調査書を添付しております。</p> <p>本案件につきまして、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。</p> <p>また、当該地の位置図も添付しておりますので、あわせてご参照願ひます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 穀内会長 | <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、申請番号1番について、地区担当委員より調査報告を求めます。本件の地区担当委員 水野 敦 委員から報告願ひます。</p> |
| 水野委員 | <p>申請番号1番、につきましては、譲受人による所有権移転となっております。譲受人は、法人化に伴い、意欲的に経営拡大を図り、また農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願ひします。</p> |
| 穀内会長 | <p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第12号、農地法第3条の規定による許可について、申請番号1番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>日程第4、議案第13号、農地法第5条の規定による許可について、申請番号1番の件を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。</p> |
| 清原局長 | <p>それでは、議案第13号、農地法第5条の規定による許可についての提案説明を申し上げます。</p> <p>農地などに農業施設や農家住宅など建設する場合、いわゆる転用を行う際、農地法に定めがあり、転用者等が申請を行い農業委員会の許可を受ける必要がございます。</p> <p>転用者と転用する土地の所有者が異なる場合は、農地法第5条にその規定があり、転用者と土地の所有者が連名で許可申請し、第5条の規定による許可を受けることとなります。</p> <p>今回ご審議頂きます農地法第5条の規定による許可については1件でございます。</p> <p>内容は、砂利採取のための一時転用となっております。</p> <p>つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p> |
| 穀内会長 | <p>それでは、申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 薩田係長 | <p>申請番号1番、砂利採取による一時転用の案件です。</p> <p>所在、地番につきましては、字■■ 他■■筆、登録簿・現況地目につきましては畑、農振につきましては、農用地、面積は、■■㎡のうち■■㎡であります。</p> <p>貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■、一時転用の時期につきましては許可の日から令和■■年■■月■■日までであります。申請番号1番の現地調査につきましては、4月18日に、第1班 岩岡班長 以下委員 他3名により実施しております。</p> <p>なお、次のページ以降には、チェックリスト、施設の配置図等を添付しておりますのでご参照願います。</p> <p>また、申請面積が3,000㎡を超えるため、北海道農業会議「常設審議委員会議」への意見聴取が必要となる案件となります。</p> <p>本申請に係る工期終了後、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおりであるか確認後、台帳地目を変更いたします。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> |
| 穀内会長 | <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第1班・班長、岩岡 栄一 委員から報告願います。</p> |
| 岩岡委員 | <p>申請番号1番につきましては、1班で現地調査を行いました。</p> <p>現地調査を行った結果、立地基準や一般基準は満たしており、その他の農地、周辺への被害、影響はないものと班では判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願い致します。</p> |
| 穀内会長 | <p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第13号、農地法第5条の規定による許可について申請番号1番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。 次に連絡事項に入ります。 事務局より説明します。</p> |
| 清原局長 | <p>次回の総会につきましては、5月26日月曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。</p> |
| 穀内会長 | <p>以上をもって、第22回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。</p> |

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和7年4月24日

会 長

委 員(7 番)

委 員(8 番)